社会福祉法人淳風会 理事長 西村 良廣

# 令和5年度各種処遇改善加算及び補助金の支給について

表記の件について、別紙介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書と本通知にて説明致します。

疑問点等ありましたら、施設長に遠慮なくお聞き下さい。

# 1. これまでの処遇改善の経過について

時期	内容	改善相当額
平成 21 年 4 月	介護報酬改定(+3.0%)介護従事者の処遇改善のための緊急特	月額平均 0.9 万円
	別対策	相当の改善
平成 21 年 10 月	2009 年度補正予算にて、介護職員処遇改善交付金を措置	月額平均 1.5 万円
	(キャリアパス要件実施)	相当の改善
平成 24 年 4 月	介護報酬改定(+1.2%)介護職員処遇改善交付金を処遇改善	月額平均 0.6 万円
	加算として組み込み	相当の改善
平成 26 年 4 月	介護報酬改定(+0.63%)消費税8%引き上げに伴う措置	
平成 27 年 4 月	介護報酬改定(▲2.27%)処遇改善加算の拡充	月額平均 1.3 万円
		相当の改善
平成 29 年 4 月	介護報酬改定(臨時+1.14%)キャリアパスと昇給の連動を評価	月額平均1.4万円
		相当の改善
平成 30 年 4 月	介護報酬改定(+0.54%)処遇改善の施策はなし	
平成 31 年 10 月	介護報酬改定(+0.39%)消費税 10%引き上げに伴う措置・特定	介護福祉士勤続 10
	処遇改善加算の創設。公費 1000 億円投入	年で月額平均8万
		円相当の改善
令和3年4月	介護報酬改定(+0.70%うち新型コロナウイルス感染症に対応す	
	るための特例的な評価として、0.05%)特定処遇改善加算につい	
	て、介護職員間の配分ルールの見直し、職場環境等要件の見直	
	l	
令和4年2月	2021 年補正予算にて、介護職員処遇改善支援補助金を措置	月額平均 0.9 万円
		相当の改善
令和 4 年 10 月	介護職員処遇改善支援補助金から介護職員等ベースアップ等補	月額平均 0.9 万円
(予定)	助金へ移行	相当の改善

# 2. 介護職員等特定処遇改善加算の概要(厚労省資料より抜粋)

# 【配分のポイント】

- ・特定処遇改善加算は、(Ⅰ)(Ⅱ)の2区分ある。(加算率が異なる)
- ・配分対象者は介護職員特定処遇改善加算を算定できる事業所の職員。

- ・配分対象者を経験・技能のある介護職員(A)、他の介護職員(B)、その他の職種(C)の3グループに分ける。
- ・配分金額は各グループの平均でA:B=自由設定。B:C=1:0.5にしなければならない。
- ・配分パターンは3パターンから法人が選択できる。(Aのみ、A+Bのみ、A~C全て)
- ・介護職員処遇改善加算とは別で考える。
- ・勤続10年以上の考え方については、法人の裁量で設定できる。
- ・その他の職種(C)で年収440万円以上の者は支給対象外。(年収440万円に達するまでの金額は支給)
- 3. 介護職員等ベースアップ等支援加算の概要(厚労省資料より抜粋)

### 【配分のポイント】

- ・賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。(※)「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ・配分対象者は介護職員であるが、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充て ることができるよう柔軟な運用を認める。
- 4. 淳風会のこれまでの対応

【これまでに実施してきた主な改善内容】

正職員	基本給(職能給)5,000円増額
	資格手当(介護福祉士以外)1,000円増額(介護福祉士)7,000円増額
	夜勤手当 5,000 円増額 (1 回目:1,000 円増額 2 回目:4,000 円増額)
	役職手当(チーフ)10,000 円増額(主任)4,000 円増額
	年末年始 2,000 円増額
契約職員	時給 100 円増額
	有資格者(介護福祉士)時給 50 円増額
	5:00~8:00 勤務 時給 100 円増額
	18:00~22:00 勤務 時給 100 円増額
	日曜・祝日勤務 時給 50 円増額
	年末年始時給 250 円増額
	夜勤手当 1 回 5,000 円増額

### 【これまでに実施してきた職場環境要件の取り組みと要した経費】

(平成27年度から令和4年度は実績。令和5年度は見込み)

- ・資質の向上として研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 H27 年度 904,632 円 H28 年度 967,652 円 H29 年度 880,586 円 H30 年度 822,750 円 H31 年度 1,045,037 円 R3 年度 677,538 円 R4 年度 672,020 円 R5 年度 754,721 円
- ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 H27 年度 0 円 H28 年度 2,501,998 円 H29 年度 172,141 円 H30 年度 1,767,828 円 H31 年度 3,530,967 円 R3 年度 5,709,654 円 R4 年度 12,137433 円 R5 年度 124,992 円
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
   H27 年度
   H28 年度
   H29 年度
   H29 年度
   H30 年度
   H30 年度
   H31 年度
   H4,844 円
   R3 年度
   H28,803 円
   R4 年度
   H30 日
   H30 年度
   H31 年度

- 5. 淳風会における令和5年度介護職員処遇改善加算の見込額
  - 100, 690, 980 円
- 6. 淳風会における令和5年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額
  - · 31, 574, 424 円
- 7. 淳風会における令和5年度介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額
  - 18, 791, 640 円
- 8. 令和5年度介護職員処遇改善加算における賃金改善の具体的な取組内容
  - 正職員

平成 21 年度~令和 5 年度(令和 4 年度除く)までの基本給(職能給)月額 5,000円底上げ 平成 21 年度~令和 5 年度までの資格手当月額 8,000円増額、夜勤手当 1 回 5,000円増額、役職手当(チーフ)月額 10,000円増額(主任)月額 4,000円増額、年末年始手当 1 日 2,000増額

• 契約職員

平成 21 年度~令和 5 年度(令和 4 年度除く)までの時給 100 円増額 平成 21 年度~令和 5 年度までの有資格者(介護福祉士)に時給 50 円増額、5:00~8:00/18:00~22:00 勤務者に時給 100 円増額、日曜/祝日勤務者に時給 50 円増額、年末年始手当時給 250 円増額、夜勤手当 1回 5,000 円増額

- ・業績により変動が生じた場合、年度末又は令和6年4月給与にて常勤換算に応じた一時金を支給する事が ある。
- 9. 令和5年度介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善の具体的な取組内容
  - ・介護職員等特定処遇改善手当としてサービス提供翌月に支給する。 その際に使用する勤怠は他の支給項目と同様とする。 例. 令和5年4月提供分は令和5年4月勤怠を使用して令和5年5月支給
  - ・月途中の入職者・退職者は他手当と同様の処理として、日割り計算する。
  - ・月途中で支給要件が変更となる場合他手当と同様の処理として、末日付けの条件(対象か対象外か、対象 の場合はグループ)にて満額支給
  - その他の職種(C)の支給方法は上記に加えて次の通りとする
    - ①週 40 時間勤務者を常勤換算 1.0 とし基本給及び既存の手当+賞与で年収 440 万円に到達すると対象外 (不支給グループ)とし、短時間労働者は常勤換算数を 440 万円にかけた金額に年収が到達すると対象 外 (不支給グループ)とする。(例. 週 32 時間勤務者の場合:常勤換算 0.8→440 万×0.8=352 万円)
    - ②対象外(不支給グループ)の者については、年収確定後440万円に到達していない場合は令和6年4月に差額分を支給。
    - ③対象(支給グループ)の者は令和5年5月より手当を支給し、年収440万円に到達する見込みの翌月から支給を止める。年収440万円に達した月の手当は超えた分を減額はしない。年収確認について、未支給部分は基本給及び既存の手当+賞与の見込み額とする。年収の期間は改善期間に合わせるのが制度上のルールの為令和5年5月~翌令和6年4月となる。また、年収には通勤手当も含め支給項目全て含まれる。(Q&Aに掲載、大阪市も電話確認済み。)

### (1) 支給対象者

- ・次の①~③該当する職員
  - ①当該加算算定事業所所属の職員+ケアハウス介護職員
  - ②支給月に使用している勤怠月に勤務があった者 例. 令和5年5月支給⇒令和5年4月に勤務があった者
  - ③その他の職種(C)は制度上のルールとして先に記載した通り

# (2) 配分方法·支給予定金額

・勤続10年以上の考え方については、他法人での経験も含む。

但し、介護に従事した期間のみとする。相談援助職や事務職の期間は含まない。(介護に従事した とは、介護職員や看護助手などをさす。)また、産休・育休・休職期間も含まない。

- ・経験・技能のある介護職員(A)グループの基準については、次の①及び②のいずれかに該当する者とする。
  - ①業界経験 10 年の介護福祉士有資格者である介護職員
  - ②育成等級Ⅲ級以上である介護職員
- ・支給パターンは経験・技能のある介護職員 (A) と他の介護職員 (B) とその他の職種 (C) とし、支給比率は 2:1.8:0.9 とする。
- ・契約職員に対しても常勤換算に応じた金額にて支給する。
- ・勤続年数の起算日は令和5年4月とする。
- 支給金額

経験・技能のある介護職員 (A) 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 11,700 円/月額 32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 9,360 円/月額

契約職員・期間契約職員 手当額 70円/時給

他の介護職員(B) 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 10,500 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 8,400円/月額

契約職員·期間契約職員 手当額 63 円/時給

その他の職種(C) 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 7,700 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 6,160 円/月額

契約職員·期間契約職員 手当額 46 円/時給

- ※正職員・準職員・嘱託職員で兼務の場合も常勤換算数に応じて按分するのではなく、40H 正職員手 当額若しくは32H 正職員額どちらかを選択。非常勤は時給の為、兼務先ごとの勤怠を使用。 業績により金額に変動が生じる場合あり。
- ・業績により変動が生じた場合、年度末又は令和6年4月給与にて精算する。
- 10. 令和5年度介護職員等ベースアップ等支援加算における賃金改善の具体的な取組内容
  - ・令和4年度の基本給増額分
  - ・令和4年度~令和5年度まで介護職員等ベースアップ等支援加算手当としてサービス提供翌月に支給する。その際に使用する勤怠は他の支給項目と同様とする。

例. 令和 5 年 4 月提供分は令和 5 年 4 月勤怠を使用して令和 5 年 5 月支給 その他、具体的な支給方法は介護職員等特定処遇改善加算手当と同様とする。

### (1) 支給対象者

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算対象事業所の職員
- (2) 配分方法·支給予定金額
  - ・令和4年度の基本給増額分は対象職員全員
  - ・令和4年度~令和5年度まで介護職員等ベースアップ等支援加算手当は介護職員等特定処遇改善加 算手当と同様の対象者とする。支給比率は一律とする。契約職員に対しても常勤換算に応じた金額に て支給する。
  - ・その他、具体的な配分方法は介護職員等特定処遇改善加算手当と同様とする。
  - 支給予定金額
    - 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額3,000円/月額
    - 32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 2,400 円/月額

契約職員·期間契約職員 手当額 18 円/時給

- ※正職員・準職員・嘱託職員で兼務の場合も常勤換算数に応じて按分するのではなく、40H 正職員手 当額若しくは32H 正職員額どちらかを選択。非常勤は時給の為、兼務先ごとの勤怠を使用。 業績により金額に変動が生じる場合あり。
- ・業績により変動が生じた場合、年度末又は令和6年4月給与にて精算する。

坦出失	大阪市
灰山兀	大阪市

介護職員処遇改善加算·介護職員等特定処遇改善加算·介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 5 年度)

### 1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフクシ	シャカイフクシホウジンジュンプウカイ									
法人名	社会福祉法。	<b>社会福祉法人淳風会</b>									
	〒 531 − 007	·									
法人所在地	大阪府大阪「 	大阪府大阪市北区大淀南2-5-20									
フリガナ	ニッタユウキ	ヤマザキテルアキ									
書類作成担当者	新田有規 山	新田有規 山﨑輝明									
連絡先	電話番号	06-6585-3391	E-mail	honbu@junpu−kai.or.jp							

本計	<b>画書で提出する加算</b> 】 ※取得予定	の加乳	算について「○」、取得しない加算につ	ついて	「×」を選択すること。
0	<b>介護職員処遇改善加算</b> (処遇改善加算)	0	介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	0	介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

# 2 賃金改善計画についてく共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

### (1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計										
1	令和	5	年度の加算の見込額	151,057,044	円					
2	賃金改善 (①の加		込額 <b>記込額</b> を上回ること)	152,493,545	Ħ					

# (2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件Ⅰ

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
① 令和 5 年度の加算の見込額	100,690,980	円	31,574,424	円	18,791,640	円
② 賃金改善の見込額 ② (①の各加算の見込額を上回ること)	<sup>(a)</sup> 101,490,551	円	<sup>(b)</sup> 31,946,426	円	(c) 19,056,568	円

#### 【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- · (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

### (3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✔)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ← ○ 要	を件IV
---	------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

# 3 介護職員処遇改善加算の要件について

# (1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

· · / >< == -	3CIIIX MYDV	CO /3 /														
①処遇改善加	口算による賃金改善の	見込額	頁(再掲)			10	)1,49	0,551	円							0
②賃金改善実			令和	5	年	5	月	~	令和	6	年	4	月(	12 7	か月	)
賃金改善を行 う給与の種類	☑ 基本給 □ 手当	当(新設)	) [/	手当(	既存	の増額	頁)	<b>夕</b>	与		その他	(			)	
	(当該事業所における)	賃金改計	きの内容の	根拠と	なる	規則·	規程	)								
	□ 就業規則の見直し	<b>V</b>	賃金規程の	の見直	し「	<b>~</b>	の他	(								)
	(賃金改善に関する規)	定内容)	※上記の根	処規程の	うち、1	金改金	朝コ	する部分	分を抜き出	すこと。						
具体的な取組 内容	・正職員: H21年度~R5年度 1回5,000円増額、役職手当(・契約職員 H21年度~R5年 8,00/18:00~22:00勤務者にB・業績により変動が生じた場合	チーフ) 月: 度 (R4年度 時給100円	額10,000円堆 隻除く)までの  増額、日曜/:	額(主任 時給100  祝日勤務	:)月額 円増額 活代に	4,000円 i。H21年 持給50円	増額、  度~   増額	年末年 R5年度 年末年	始手当1  までの有〕     始手当時	日2,000年 資格者(:	曽額 介護福祉	止士)(こほ	<b>庤給50円</b> :	増額、5:0	0~	手当
	※前年度に提出した計	画書から	変更がある	場合に	は、変	更箇所	<b>斤を下</b>	線とす	るなど明	確にす	ること。	,				
	(上記取組の開始時期	) 3	平成 2	24 年	- 4	J.	(	<b>2</b> 3	<b>ミ施済</b>		予定	)				
ロイに掲げ		、職責又	ては職務内	容等の 賃金体:	要件	を定め とめて	かている。こての	がれかる。 ・ 介護I	職員に居	男知し7	ている。				亥当	0
キャリアパス	要件Ⅱ 次のイとロ両	方の書	基準を満た	きす。			加3 もし	草I・I Vずれ/	[ の場合 い「該当」	は必ず 	「該当」	、加算	Ⅲの場合		亥当	0
	員の職務内容等を踏ま 実施又は研修の機会を			見交換	しなた	パら、貧	資質	う上の	目標及	び①、	②に関	する具	具体的な	≨計画を	F策定	ŀل.
			資質向上 介護職員												ととも	に、
取組内	現のための具体的な容 容 ける項目にチェック(✔)		・年度計画を 毒、地域貢献 ・年度計画と	、苦情・	事故防	止、身份	体拘束	·虐待	坊止等							中
した上	で、具体的な内容を記		資格取得	のため	の支持	援の実	施	※当		内容に	ついて	以下に	記載する	 ること		
載文)		<b>2</b>	希望者が介	↑護福祉	:士修:	学資金	貸付	制度を	利用出来	来るよう	に法人	が連帯	保証人	となって	いる。	
ロイについ	いて、全ての介護職員に	周知し	ている。													
キャリアパス	要件皿 次のイとロ両	 i方のa	基準を満た	:す。			<b>5</b> 01	<b>車</b> Iの	場合は必	ひず「該	当」			✓ i	亥当	0
イ 介護職けてい	員について、経験若しく る。	は資格	等に応じて	昇給す	る仕	組みる	又は-	一定の	基準に	基づき	定期に	<b>二昇給</b>	を判定	する仕組	組みを	設
			経験に応じ ※「勤続年				:21:1	むじて』	昇給する	仕組み	を指す	0				
	な仕組みの内容(該当 の全てにチェック(✔)す )		資格等に成 ※「介護福 福祉士資格	祉士」だ	「実務	者研	修修.								:だし、 	介護
			一定の基準 ※「実技試 準や昇給第	験」や「	人事部	平価」な	どの	結果に	基づき昇		仕組み	を指す	<i>†:†:</i> *L	、客観的	<b>为な評</b>	価基
1 1 150	ハイ ムイの人芸院号に	- ER And	-1.7													

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。 ※キャリアパス要件皿を満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

# 4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

# (1)特定加算のグループごとの配分要件

- 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C) (ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)
- ▼ 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- ™ (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上で あること

	よる賃金改	善の見	己級額	(再掲	5)				1,540	,426	쁴							
特定加算に	よる平均賃金	——— 金改著	語							ものあ 員(A)	る	他の介護職員(B)			その他の職種(C)			
(ア)特定加 ※加算の配	1算による賃金 分対象とするグ	改善を ループI	実施で	する範[ チェック	囲 (✔)する	نتخ			<b>V</b>							V		C
(イ)一月当	たりの常勤換	算職員	数(見	<b>込数</b> )						72.8	시		83.2	人		71	.9	人
	算による賃金 定する、特定									2.0	*		1.8			(	.9	0
(エ)要件を	満たす特定加	算によ	る平均	匀賃金	改善額(	月額)			1	4,787	円	1:	3,308	Ħ		6,6	54	P
(才)配分比	(率の要件を満	iたす狐	金金金	善額の	総額(年	F額)		( 12	,918,0	43 円	)	( 13,287,13	10 円	)	(	5,741,254	円	)
	平均賃金の見 満たさない場合			Ü.										円				F
	算による賃金 となる者の賃				その他の	つ職種	(c) <b>၈</b>	うち、さ	<b>女善後</b>	の賃	<b>金</b>	4,37	7,500	円	-	要件如		_
	支能のある介記 なが年額440万					預が月	額平均	98万月	]以上	又はi	汝		45	人	-	要件		
	i書(別紙様式) 業での重複除。	, -	特定力	旧算の	取得を原	量け出:	た事業	所数(	短期.	入所・	予		11	か再		VIII		
カタび(キルこ)も同様の方	D他( は、処理収置ル が法でカウントす	ること。	ただし	、(ク)の	前半部分	テルタロ う(月額	<よる♪ (8万円)	(金収す 以上の	) 改善)	さむ こつい	研をI ては、	に入し、マルフ 特定加算に。	医午司 よる賃金	かで金数	以音 善額(	<b>使の貝金か</b> カムで判断	44U.	) カ
	善を行う賃金	子百F	3 75 7													7707 C TIMI	, <sub>0</sub>	
三公小子		<b>业 次 F</b>	1 22	卜力法	<u> </u>								_			707 C TIBI	ا د	
<b>金改善</b> 医施期間	令和				~	令和	Д	6 年	<u> </u>	月	(	12 か月)				7707 CT101		
	介護福祉士有	5	年でかつ	5 月	事経験1	0年のネ						5		<b>の</b> よ	こうなも			
に施期間 験・技能の ら介護職員 )の考え方 金改善を行	介護福祉士有 (4(1)②で(A)に	5 資格者 こチェック	年 でかつ ク( <b>シ</b> )フ	5 月	事経験1	0年の3		育成等	級(法.	人内の	等級	5	ア段位		<b>こうなも</b>			-
に施期間 験・技能の ら介護職員 )の考え方 金改善を行	介護福祉士有 (4(1)②で(A)に	5 資格者 ニチェッ: ✓	年 でかつ ク( <b>ン</b> ); 手	5 月介護従がない場当(新記	事経験1 場合そのE	0年の記	者又は	育成等	級(法.	人内の	等級	: 職能・キャリ	ア段位		こうなも		上の	
に施期間 験・技能の ら介護職員 )の考え方 金改善を行	介護福祉士有 (4(1)②で(A)):   基本給	5 資格者 ニチェック	年 (マかつ ク(マ)) 手	5 月介護従がない場合(新記金改善	事経験1 場合そのE	0年の名里由) 手記根拠と	当(既行	育成等	級(法.	人内の	等級	: 職能・キャリ	ア段位		こうなも		上の	Di
を を を を を を を を を を を を を を	介護福祉士有 (4(1)②で(A)!  基本給 (当該事業所	5 資格者 こチェック 「におい」 即 の 見 配	年 でかつ ク( <b>ン</b> ): 手 道し ら規定i	5 月 介護従がない場合 (新記金 マラン) 大容) ※	事経験1 (	0年の記事 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	者又は「 当(既存 なる規 直し	育成等 字の増 則・規 □ そ	級(法)額)程)の他	人内の <b>▽</b> 第	等級	職能・キャリ	ア段位			もの) Ⅲ級以	上の)	
<ul><li>と施期間</li><li>録・技能の</li><li>お介護職員</li><li>)の考え方</li><li>金改善を行</li></ul>	介護福祉士有 (4(1)②で(A)):  基本給 (当該事業所 対 就業規則 (賃金改善に 善を行う場合、	5 資格者 こチェッ・ におい 関すの 調子の 計画 こう こう こう におい におい におい におい におい におい におい にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にい	年でかり、 直規を 正正 しまま しまま しまま しまま しまま しまま (人)	5 月 後 い 当 金 人 内 に ・ 4 0 1 2 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	事経験1  一  本  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・	0年の名 神	者 又は 古 程 職員2H正職員2H正職員2H正職員	育成等 学別・規 そ 領額等 10月 10月 10月 10月 10月 11月 11月 11月 11月 11月	級(法)額) の他等 1,700円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	人内の ( す / ) ( す / ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	等級 写与 る部: 32Hi 額. 契	職能・キャリー その 分を抜き出す。 E職員等 手当 約職員・期間契	ア段位 (	₹格· 0円/	·手当· 月額。 当 63	もの) Ⅲ級以 等に含めて	上の)	
E施期間 綾・技護の 参介考え を改与 を改与 をなりのない をなら をなりのない のない。 をなりのない。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の	介護福祉士有 (4(1)②で(A)!  基本給 (当該事業別 (賃金でう場合、経験・技能のあった) 機職員(Eをの他のの職員(Eをのあり) をの他の職員(Eをのあり) をの他の職員(Eをのあり) をの他の職員(Eをのあり) をの他の職員(Eをのあり) をの他の職員(Eをのあり) をの他の職員(Eをのあり) をのめる。	5 資格者 こチェック におい におい におい におい こうに の見で こうに ものは はい にい こうに のもし にい にい にい にい にい にい にい にい にい にい	年でかつ (ノ) 手 賃 規記 (	5 月 後 当 金 内 で さ 年 年 度 で は 新 善 賃 ※ 正 作 当 当 に か 当 当 に か 当 当 に か 当 当 に	事経験1	0年の記録を表現である。3年の記録を表現である。3年の記録を表現である。3年の記録を表現である。3年の記録を表現である。3年の記録を表現である。3年の記録を表現である。4年の記述を表現である。4年のの記述を表現である。4年のののでは、4年のののでは、4年のののでは、4年のののでは、4年のののでは、4年の	者又は「 当(既れるしのの 員を は の の の の の の の の の の の の の	育成等 学 別・規 そ 会 170月 ま 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	級(法) 額 程 の 他 善 7,700円終8,400円 当8,400円 当6,160	人内のの 「関す (関す /月額。 0円/月割	等級 与 32Hi 32Hi 32Hi 32 類	職能・キャリー その 分を抜き出す。 E職員等 手当 約職員・期間契	ア段位 他 (	₹格· 0円/	·手当· 月額。 当 63	もの) Ⅲ級以 等に含めて	上の)	) [

# (3)見える化要件について

\*実施する周知方法について、チェック(✔)すること

一大心する向か	カルに フいて、アエック(V / 9 むこと。	
ホームページ	☑ 「介護サービス情報公表システム」への掲載	
への掲載	▽ 自社のホームページに掲載	
その他の方法	□ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	
による掲示等	□ その他(	)

# 5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

# (1)ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

  IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)		19,056,568	円				
2×-	スアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	_						
介	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	Γ	10,507,785	円		112		
護職	うち、ベースアップ等( <u>基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ</u> )による賃金改善の見込額(年額)		8,995,236	円	(	85.61	%	<b>←</b> 0
員	163十三の引工(アルンよる負金は番の見込額(平額) (括弧内は月額)	(	749,603 円	)	-			要件
そ	ii )ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	Γ	8,548,783	Ħ				IX
職の	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)		7,318,224	Ħ	( 85.61 )		%	<b>←</b> O
စ	(括弧内は月額)	(	609,852 円	)				

# (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 5 月~ 令和 6 年 4 月(12か月)
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択) 基本給 ジ 決まって毎月支払われる 決まって毎月支払われる手 手当(新設) 当(既存の増額)
う給与の種類	上記以外 (必ず選択) 手当(新設) 手当(既存の増額) ✓ 賞与 2 その他 ( )
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。
具体的な取組 内容	<ul> <li>・令和4年4月~の基本給増額。コロナ禍の影響を受け昇給が難しいところ、例年通り昇給させる。 (令和4年度の基本給の増額月額平均:3830円昇給)</li> <li>・介護職員等ベースアップ等支援手当として手当を支給する。 40H正職員・準職員・嘱託職員 手当額3,000円/月額 32H正職員・準職員・嘱託職員 手当額2,400円/月額 契約職員・期間契約職員 手当額 18円/時給</li> <li>・業績により変動が生じた場合、年度末に常勤換算に応じた一時金を支給する事がある。</li> </ul>
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )

# 6 職場環境等要件についてく処遇改善加算・特定加算>

#### 【処遇改善加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(シ)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

#### 【特定加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック())すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
	☑ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	☑ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	🔽 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	☑ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者 に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	☑ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	☑ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
推進	☑ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	☑ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による 腰痛対策の実施
腰痛を含む心 身の健康管理	☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	□ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☑ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	☑ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	□ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☑ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	☑ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	✓ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	── 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☑ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

### 7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(レ)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ル―ルを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<ul><li>ジ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。</li><li>(※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)</li></ul>	資質向上のための計画
<ul><li>労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。</li></ul>	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

<sup>※</sup>各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 3 月 24 日 法人名 社会福祉法人淳風会

代表者 職名 理事長

氏名 西村 良廣

別紙様式2-2介護職員処遇改善加算(施設·事業所別個表)

処遇改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)

> 無 (p)

4,744,236 103,296 24,509,640 1,468,272 5,364,360 963,888

3 月 (12 7月)

5 年 4 月~令和 6 年

各

4 月~令和 6 年 3 月 ( 12 7月)

令和 5 年

3月(12ヶ月)

4 月~÷和 6 年 4 月~÷和 6 年 4 月~÷初 6 年

#

Ŋ

中

3 用

# #

令 替 古 5

Ŀ											
175	法人名 社会福祉法人浮風会										
	処遇改善加算額(見込額)の	)合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記)	1 2(2)①仁重	도류건)	100,690,980						
									処遇改善加算	蘇	
	介護保険專業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あた リ介護報 ■総料単位 数[単位]	1単位を たりの単 面[円] (b)	新規・維 続の別	算 を を を を か の を か の と か の の の の は の の は の り の り の り の り の り の り	<b>②保練</b> 員
_	1 2774101345	大阪市	大阪府	大阪市	デイサービスセンター淳風おおさか	通所小護	625,088	10.72	業株	1 禁垣	5.9%
~	2 2774101345	大阪市	大阪府	大阪市	デイサービスセンター淳風おおさ か	通所型サービス(総合事業)	13,618	10.72	報簿	加雑工	5.9%
_ ~	3 2774101337	大阪市	大阪府	大阪市	特別養護老人ホーム淳風おおさか	介護老人福祉施設	2,295,534	10,72	雑練	加算工	8.3%
4	4 2774101337	大阪市	大阪府	大阪市	$\overline{}$	(介護予防)短期入所生活介護	135,493	10.88	業	I 葉頃	8.3%
_ "s	5 2770300883	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル 淳風	訪問介護	301,012	10.84	裁	加算工	13.7%
L	6 2770300883	賽屋川市	大阪府	賽屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル 淳風	訪問型サービス(総合事業)	54,088	10.84	業	1 英印	13.7%
7	7 2770303531	寝屋川市、大阪市	大阪府	寝屋川市	ゲリーンヒル淳風デイサービス	地域密着型通所介護	129,673	10.54	推發	加第1	5.9%
L &	8 2770303531	寝屋川市	大阪府	賽屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	通所型サービス(総合事業)	3,186	10.54	推绕	加算工	5.9%
6	2774000851	- 中中	大阪府	中中市	特別養護老人ホーム淳風とよな か	介護老人福祉施設	1,717,022	10.54	業業	加算工	8.3%
2	2774000851	豊中市	大阪府	魯中市	特別養護老人ホーム淳風とよな か	(介護予防)短期入所生活介護	196,950	10.66	推绕	加算工	8.3%
LΞ	2774001081	曹中市	大阪府	<b>登</b> 中市	淳風とよなかデイサービスセン 9	通所介護	514,841	10.54	業	I 薬耳	5.9%
12	2774001081	曹中市	大阪府	量中市	淳風とよなかデイサービスセン ター	通所型サービス(総合事業)	7,259	10.54	幕	I禁収	5.9%
13	3 2774003590	曹中市	大阪府	量中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問介護	398,852	10.84	製	加算工	13.7%
14	2774003590	中中中	大阪府	中中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問型サービス(総合事業)	85,365	10.84	推铁	加算 I	13.7%
15	2794000576	中中中	大阪府	中中市	小規模多機能ホーム淳風ふたば	(介護予防)小規模多機能型居宅介 護	503,258	10.66	推线	I 葉印	10.2%
91	2794000873	曹中市	大阪府	魯中市		地域密着型介護老人福祉施設	991,189	10,54	業	T 練見	8.3%
17	2774008789	<b>國</b> 中市	大阪府	豐中市	_	(介護予防)短期入所生活介護	277,749	10.66	業	加算工	8.3%
18	3 2770400071	大阪市	大阪府	大阪市		通所小護	602,164	10.72	業	加雑工	5.9%
19	2772400071	大阪市	大阪府	大阪市	市岡東地域在宅サービスステーションさ くら	通所型サービス(総合事業)	21,344	10.72	業	加第1	5.9%
8	2770400246	大阪市	大阪府	大阪市	ホームヘルプセンターさくら	訪問介護	246,500	11.12	禁	1 第 17	13.7%
21	2770400246	大阪市	大阪府	大阪市	ホームヘルプセンターさくら	訪問型サービス(総合事業)	40,754	11.12	業	加算工	13.7%
]											

2,091,108

12 ヶ月)

争 9

4 月~令和

12 ヶ月)

) E

m m m

# # #

音 音

3,841,956

12 ヶ月) 12 ヶ月) 12 ヶ月)

**\$** 

4 月~令和

% 令和 5 令和 5

54,132

1,521,276 6,566,388 10,405,380 2,948,928

% 令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 ( 12 7月)

7,107,960

3月(

8 令和 5 年 4 月~令和 6 年

年 4 月~令和 6 年

744,984

月 (12 5月)

ဇ

% 令和 5 年 4 月~令和 6 年

3月(12ヶ月)

4,570,320 161,952 4,506,396

e e

6 令和 5 年 4 月~令和 6 年

6 令和 5 年 4 月~令和 6 年 8 令和 5 年 4 月~令和 6 年

12 ヶ月)

က

12 ヶ月) 12 ヶ月) 12 ヶ月)

က

も 9

4 月~令档

% 令和 5 年

12 ヶ月)

о Щ

4 月~令和 6 年 4 月~令和 6 年

23,772

3月(12ヶ月)

4 月~令和 6 年 4 月~令和 6 年

令和 5 年

967,692

12 ヶ月)

3 月

年 4 月~令和 6 年

12 ヶ月)

щ щ

m ω

12 ヶ月)

专 9

4 月~令和

₩

別紙構式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設·事業所別個表)

法人名 社会福祉法人淳風会	
法人名社	

1	体字 加善(自込 統)の合計[四](別等様式2-19(2)(①)(一転記)	)(の)61元6年数単四1元	V-###)		31 574 424													
	4 (5.25 mg) 9/ E BILL	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	71-44 PIC/		1													
			事業所	事業所の所在地				8:	特定加算									П
	介護保険事業所番号	指定権者名	都道帝	市区町村	棒棒所名	# - E 2 &	-月あた り小護報 酬終単位 数[単位] (9)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	新規・ の 20 20	算定する特定 加算の区分	⑥母稗具	介護福祉士配置等要件		(A)	Ⅲ 輸 衣		特定加算の見 込鑑[円] (a x b x e x f)	<b>東の見</b> [[円] <e×f)< th=""></e×f)<>
-	2774101345	大阪市	大阪府	大阪市	デイサービスセンター浮風おおさか	通所介護	625,088	10.72	禁	特定加算工	12% +		令和 5 年	年 4 月~令和(	6 年 3 月	月(12ヶ月	B) B	964,920
2	2774101345	大阪市	大阪府	大阪市		通所型サービス(総合事業)	13,618	10,72	継続	特定加算 1	12% X	アーニス提供体制造化加票(1) 又は(エ)に準じる市町村独自の 常	令和 5 年	年 4 月~令和(	6 # 3 /	A ( 12 7)	7月)	20,964
67	2774101337	大阪市	大阪府	大阪市	特別養護老人ホーム淳風おおさか	介護老人福祉施設	2,295,534	10,72	雑	特定加算工	2.7% E	日常生活継続支援加算(I)又は (I) (II) (II)	令和 5 年	4 月~令和	6 # 3 }	月 ( 12 ヶ月	7.9	972,968
4	2774101337	大阪市	大阪府	大阪市		(介護予防)短期入所生活介護	135,493	10,88	<b>秦</b>	特定加算!	2.7% +	サービス提供体制強化加算(工) 🕈	令和 5 年	年 4 月~令和(	6 # 3 }	月 (12 7月)		477,588
LO.	2770300883	寝屋川市	大阪府	接壓川市		訪問介護	301,012	10,84	継続	特定加算 I	6.3% 特	特定事業所加算(Ⅱ)	<b>令和 5 年</b>	年 4 月~令和(	6 # 3 }	月 (124)	月) 2,4	2,466,828
ø	2770300883	接壓川市	大阪府	寝屋川市		訪問型サービス(総合事業)	54,088	10,84	整	特定加算 1	6.3%	特定事業所加算(1)又は(正)に 準じる市町村独自の加算	令和 5 年	4 月~令和	6 # 3 }	月 ( 12 4月	A) 4	443,304
_	2770303531	寝屋川市、大阪市	大阪舟	度屋川市		地域把素型通所介護	129,673	10.54	推練	特定加算 1	1,2%	_	<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 }	月 (12 5月)		008'96
80	2770303531	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	_	通所型サービス(総合事業)	3,186	10,54	推绕	特定加算I	1.2%		令和 5 年	年 4 月~令和(	6年3月	月 (12 4月	Д)	4,800
6	2774000851	助 中 中	大阪府	中中市	特別養護老人ホーム淳風とよなか	介護老人福祉施設	1,717,022	10.54	推禁	特定加加工	2.7% E		令和 5 年	4 月~令和	6 # 3 /	月 (12 4月	Д) 5,8	5,863,608
2	2774000851	中中	大阪府	中中		(介護予防)短期入所生活介護	196,950	10.66	推炼	特定加算工	2.7% 部	<b>げ数今件局数にあいて対理時間</b> 等特定処遇改善加算 I の届出あ ☆	令和 5 年	4 月~令和	6 # 3	月 (12 4月	A) 6	680,268
Ξ	2774001081	中中	大阪府	中中市		通所介護	514,841	10,54	継続	特定加算工	1.2%		<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 /	月(12ヶ月	A) 7	781,392
12	2774001081	題中市	大阪府	中中	弾風とよなかデイサービスセン ター	通所型サービス(総合事業)	7,259	10.54	推桥	特定加算工	1.2% X	フーニへに吹きがある。 又は(エ)に準じる市町村独自の 名	<b>令和 5 年</b>	4 月~4和	6 # 3 /	月(12ヶ月	(F)	10,992
5	2774003590	中中	大阪舟	明中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問介護	398,852	10.84	機能	特定加算工	6.3% 特		令和 5 年	4 月~令和	6 # 3 F	月 (12ヶ月	В) 3,2	3,268,644
4	2774003590	宇中中	大阪府	明中出	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問型サービス(総合事業)	85,365	10.84	推集	特定加集工	6.3%	特定事業所加算(I)又は(I)に 単にる市町村独自の加算	<b>余和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 }	月 (124月	Д) 6	699,564
15	2794000576	明中中	大阪府	明中	小規模多機能ホーム淳風ふたば (介護予	(介護予防)小規模多權能型居宅介 護	503,258	10.66	推排	特定加算!	1.5%		<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 F	月 (12 7月	g (E	965,664
9	2794000873	明中山	大阪府	中中	地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設	991,189	10.54	維統	特定加算 1	2.7%	日常生活維続支援加算(1)又は   (1) (1)	令和 5 年	4 月~条和	6 年 3 月	月 (12 7月	Д) 3,3	3,384,852
17	2774008789	明中十	大阪府	中中	ュニット型淳風とよなかショートス (介護予 テイ	(介護予防)短期入所生活介護	277,749	10.66	維徒	特定加算 1	2.7% +	サービス提供体制強化加算(II)等	<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 年 3 月	月 (12 7月	(E)	959,268
82	2770400071	大阪市	大阪府	大阪市	市間製物域有名サービスステーションさ くら	通所介護	602,164	10,72	推続	特定加算工	1,0%	いずれも取得していない	<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 月	月 (12 4月)		774,660
61	2772400071	大阪市	大阪府	大阪市	市岡東地域在宅サービスステーションを (高所型サービス(総合事業)	通所型サービス(総合事業)	21,344	10.72	推禁	特定加算工	1,0%	いずれも取得していない	<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 }	月(12ヶ月	J)	27,396
20	2770400246	大阪市	大阪府	大阪市	ホームヘルプセンターさくら	訪問介蓮	246,500	11:12	## EEE	特定加算工	4.2%	いずれも取得していない	<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 # 3 }	月 (12 4月)		,381,500
12	2770400246	大阪市	大阪府	大阪市	ホームヘルプセンターさくら	訪問型サービス(総合事業)	40,754	11,12	業	特定加算工	4.2%	4.2% いずれも取得していない 常	<b>令和 5 年</b>	4 月~令和	6 年 3 月	( 12 ヶ月)		228,444

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

浮風会
社会福祉法人
4人名

			# He	*******					ベースアップ等加算	等加算				
			1 米	事業所の所在地										
	介護保険事業所番号	指定権者名	<b>参</b> 道府県	市区町村	事業所名	サービス名	(a) (a)	1単位あ たりの準 面[円] (b)	を練りの機能・	<b>三季季</b>		解定弦象用 (n)		小護職員等ペースアップ等支援 加算の見込額 (a×b×1×m) [円]
_	2774101345	大阪市	大阪舟	大阪市	デイサービスセンター淳風おおさか	通所介護	625,088	10.72	業	1.1%	<b>令相</b> 5 4	年 4 月~令和 6 年 (	3月(12ヶ月)	884,520
2	2774101345	大阪市	大阪帝	大阪市	デイサービスセンター淳風おおさか	通所型サービス(総合事業)	13,618	10.72	継続	1,1%	<b>令和</b> 5	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 7月)	19,296
e	2774101337	大阪市	大阪府	大阪市	特別養護老人ホーム淳風おおさ か	介護老人福祉施設	2,295,534	10.72	雑徒	1.6%	<b>令和</b> 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 7月)	4,724,808
4	2774101337	大阪市	大阪府	大阪市	特別養護老人ホーム淳風おおさ か	(介質予防)短期入所生活介護	135,493	10,88	継続	1.6%	<b>令和 5</b> 4	年 4 月~令和 6 年 3	3月(12ヶ月)	283,044
2	2770300883	寝屋川市	大阪舟	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル 淳風	訪問介護	301,012	10.84	継続	2.4%	<b>令和 5 4</b>	年 4 月~令和 6 年 3	3月(12ヶ月)	939'686
9	2770300883	寝屋川市	大阪府	賽屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル 淳風	訪問型サーピス(総合事業)	54,088	10.84	継続	2.4%	<b>令和</b> 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	168,840
7	2770303531	寝屋川市、大阪市	大阪府	寝屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	地域密着型通所介護	129,673	10.54	継続	1.1%	<b>小和</b> 5	年 4 月~令和 6 年 3	3月(12ヶ月)	180,360
8	2770303531	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	通所型サービス(総合事業)	3,186	10.54	継続	1.1%	⊕和 5 ±	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 7月)	4,416
6	2774000851	中中市	大阪舟	中中	特別養護老人ホーム淳風とよなか	介護老人福祉施設	1,717,022	10.54	継続	1.6%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 4月)	3,474,648
01	2774000851	中中	大阪府	10000000000000000000000000000000000000	特別養護老人ホーム淳風とよな か	(介護予防)短期入所生活介護	196,950	10.66	継続	1.6%	<b>令和 5 4</b>	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	403,068
=	2774001081	中中市	大阪舟	中中	淳風とよなかデイサービスセン ター	通所介護	514,841	10.54	継続	1.1%	<b>小</b> 为	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	716,256
12	2774001081	中中中	大阪府	豐中市	淳風とよなかデイサービスセン ター	通所型サービス(総合事業)	7,259	10,54	業徒	1.1%	<b>令和 5 4</b>	年 4 月~今和 6 年 3	3 月 (12 7月)	10,116
13	2774003590	中中市	大阪府	<b>疆</b> 中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問介護	398,852	10.84	雑紙	2.4%	<b>令和 5 4</b>	年 4 月~今和 6 年 3	3 月 (12 7月)	1,245,120
14	2774003590	中中	大阪府	最中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問型サービス(総合事業)	85,365	10.84	雑続	2.4%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3月(12ヶ月)	266,532
15	2794000576	中中	大阪府	中中	小規模多機能ホーム淳風ふたば	(介護予防)小規模多機能型居宅介 護	503,258	10.66	継続	1.7%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	1,094,352
16	2794000873	最中市	大阪府	<b>第</b> 中市	地域密着型特別養護老人ホーム 淳風とよなか	地域密第型介護老人福祉施設	991,189	10.54	継続	1.6%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	2,005,836
1,	2774008789	中中	大賣予	<b>警</b> 中击	ユニット型淳風とよなかショートス テイ	(介護予防)短期入所生活介護	277,749	10.66	維続	1.6%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	568,476
18	2770400071	大阪市	大阪舟	大阪市	市岡東地域在宅サービスステーションさ くら	通所介護	602,164	10.72	継続	1.1%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 7月)	852,108
130	2772400071	大阪市	大阪府	大阪市	市岡東地域在宅サービスステーションさ くら	通所型サービス(総合事業)	21,344	10,72	継続	1.1%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	30,228
20	2770400246	大阪市	大阪府	大阪市	ホームヘルプセンターさくら	訪問介護	246,500	11.12	継続	2.4%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	789,420
21	2770400246	大阪市	不預予	大阪市	ホームヘルプセンターさくら	訪問型サービス(総合事業)	40,754	11.12	維続	2.4%	令和 5 4	年 4 月~令和 6 年 3	3 月 (12 ヶ月)	130,500

# (確認用) 提出前のチェックリスト

必要な項目が全て選択されていること

・ 以下の項目に「x」がないか、提出前に確認すること。「x」がある場合、当該項目の記載を修正すること。 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>	
処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0
(2)特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	00
ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	0
3 処遇改善加算の要件について	
(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0
処遇改善加算 I・Ⅱ を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 I を満たしていること	O
処遇改善加算 I・II を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 II を満たしていること (2) 具体的な取組内容が記入・選択されていること	0
処遇改善加算 I を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	0
4 特定加算の要件について	
法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	0
法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること	0
「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	0
特定加昇による資金依書の対象とするCの職員の改善後の資金が年額440万円を上回らないこと	0
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	0
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0
(2) 「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	
(3)見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	0
5 ベースアップ等加算の要件について	
介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上 (よ、げ)に充てられる計画になっていること	0
(1) その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引 上げ)に充てられる計画になっていること	0
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	O
	10
6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	0
7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	

提出先 寝屋川市

### 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

### 1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフク	ンホウジンジュンプウカイ					
法人名	社会福祉法.	人淳風会					
法人所在地	〒 531-0 大阪府大阪i	1075   市北区大淀南2-5-20					
フリガナ	ニッタユウキ ヤマザキテルアキ						
書類作成担当者	新田有規 山	」﨑輝明					
連絡先	電話番号	06-6585-3391	E-mail	honbu@junpu-kai.or.jp			

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「O」、取得しない加算について「×」を選択すること。

0 1

福祉•介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

○ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

#### 2 賃金改善計画についてく共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「O」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

### (1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	得予定の	加算の	の合計		
1	令和	5	年度の加算の見込額	105,444	円
2	賃金改善 (右側の		込額 <b>『算見込額を上回ること》</b>	144,802	円

#### (2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

亜供Ⅲ

٠,							
		処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
1	令和 5 年度の加算の見込額	77,256	円	15,504	円	12,684	円
2	賃金改善の見込額(i - ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 86,867	円	(b) 41,913	円	(c) 16,022	円

### 【記入上の注意】

- に八上り仕息】 (a川には、処通改吉川昇の昇正により美施される倍征・介護職員の真霊改吉の見込徴を法人で計昇し、直接記人∮る∈
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a) $\sim$ (c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

### (3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

✓ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

← O 要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事 情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

# 3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇	改善加	1算による	賃金改善	<b>季の見</b>	<b>L</b> 込客	頁(再掲	)			8	86,867	円							0
②賃金	改善実	E施期間				令和	:п	5 年	= 5	月	~	令和	6	年	4	月(	12	か月	)
賃金改き う給与の		☑ 基本組	給	手当(	新設	t)	☑ 手:	当(既7	字の増	(額)	✓ 賞	与	□ ₹	その他	(			)	
		□就業績	業所におけ 規則の見i 善に関する	直し	<b>V</b>	賃金規	程の見	直し		その他	也 (	/太壮之!!!	オート						)
		*正職員∶г	当に関する 121年及~ 額、夜勤手	KO干皮	(R41	牛皮体勺	までのタ	<b>埜</b> 平和	41以 打正7	陥/月後	<sub>摂3,000</sub> 円	7成工()。	о <b>п</b> ит					1月銀 32000	増
具体的な 内容	な取組	額 ・契約職員 増額、5:00 手当1回5,0	版、反動子 1 H21年度 1~8:00/18: 000円増額 11変動が生	~R5年 :00~22	F度(F 2:00勤	R4年度除 助務者に開	く)まで 持給100	の時給 円増額	100円:	増額。I /祝日	H21年度 勤務者I	【~R5年』 こ時給50	度まで <i>0</i> 円増額	の有資	格者(វ	个護福祉	士)に	時給50	円
			をに提出した		_									-					
		(上記取約	組の開始	诗期)	L	平成	24	年	4	月(	☑実	施済	Ĺ	予定	)				
・ 次の <u>いず</u>	要件につれかを満	パス要作 いて該当で <u>またすこと。</u> 要件 I 2	する場合チ							ė.	# · ·	. <del>Ф.</del> Н. Ф. I							<u>ာ</u>
1	福祉・介	↑護職員の	任用にお	ける崩	號位、	職責又	よ職務	内容等	の要	件を定	きめてい	いる。							
	イに掲げ	げる職位、	職責又は	職務内	内容等	寿に応じ:	た賃金	体系を	定め	ている	) 0								
Λ.	イ、ロに	ついて、京	尤業規則等	等の明	確な	根拠規定	を書	面で整	備し、	全ての	)福祉・	介護職	員に周	知して	いる。				
キャリア	アパス引	要件Ⅱ~	欠のイと	口両方	うのま	基準を消	あたす	,				「の場合! い「該当」	ま必ず「	該当」	、加算]	Ⅲの場合	î 🗸 i	該当	0
		↑護職員の 定し、研修							見交	:換した	ょがら、	資質向.	上の目	標及で	J(1), (	②に関す	する具	体的な	計
						に、福祉	L·介護	護職員の	り能力	評価:	を行う。	機会の ※当該耶	対組の内容	容について	て下記に	記載するこ	٤		
	取組内	現のための 容 <sup>-</sup> る項目に		i			食中毒	、地域	貢献、	苦情・픸	事故防止	<ul><li>戦に CPI</li><li>上、身体指</li><li>を作成し</li></ul>	東・虐	待防止	等				
	した上て	で、具体的				資格取	得のた	めのま	援の	実施		*	当該取	組の内	容につ	ついて下	記に記	載する	عت
	載)			✓		希望者が		<b>畐祉士</b> 傾	§学資	金貸付	制度を	利用出来	:るよう(	こ法人:	が連帯	保証人と	<u>:</u> なって	いる。	
	イにつし	いて、全ての	の福祉・介	<b>↑護職</b>	員に	周知して	いる。												
		要件皿 》										場合は必					✓ <b>!</b>		0
1 1	福祉・介みを設し	↑護職員に ナている。	ついて、糸	経験若	しくに	は資格等	に応じ 	て昇糸	する <sup>.</sup>	仕組み	<b>ゲ又は-</b>	-定の基	準に基	まづき	定期に	昇給を	判定す	する仕り	組
					1		年数」と	や「経験	年数」	などに	応じて昇	昇給する(	土組みる	を指す。	)				
-		な仕組みの 0全てにチ :。)			2		福祉士 L資格を	すって	務者の就業す	研修修 する者に	こついて	も昇給が							介 ——
				J	3	一定の基 ※「実技 基準や昇	試験」	も しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう しょう しょう しょう	評価」	などの	結果に		給する( 	仕組み	を指す	。ただし	、客観的	的な評価	価
	イにつし	いて、全て	の福祉・介	<b>↑護職</b>	員に	周知して	いる。												

※キャリアパス要件皿を満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者がジカ求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

### 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

### (1)特定加算のグループごとの配分要件

- 4(1)では以下の要件を確認しており、<u>オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。</u>
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- ▼ 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金の番額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の<u>2倍以上であること(B≥2C)</u> (ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- ™ 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

であること	<b>プロ・</b> 147年か	异で中面	17 27	E-X-171.2	双にフ	21//	<u> </u>	.、貝亚	以音	領人が	月銀-	L1-30	וריי	7以1	-	ᅜᆖ	1女())	貝3	亚77、	十段"	4073	口以.	_
①特定加算に	よる賃金さ	女善の!	見込額	頁(再排	曷)						41,9 <sup>-</sup>	13	円										
②特定加算に	よる平均1	賃金改	善額								能のる		章	他の		評福祉 (B)	上人村	オ	7	その他	の暗	<b>捷</b> ((	2)
(ア)特定加 ※加算の配名						するこ	٤			V	]				V						<b>✓</b>		0
(イ)一月当7	たりの常勤	換算職」	員数(身	見込数	()						0	.1 .	人			0	.1	人				0.1	人
(ウ)特定加 ※ <u>法人で設</u>											2	.0	:			1	.8	:				0.9	00
(エ)要件を流	満たす特定	加算に	よる平	均賃金	改善	額(月	額)				14,8	63	円			13,3	77	円			6.	,688	円
(才)配分比	率の要件を	満たす	賃金改	(善額)	の総額	頁(年客	預)		(	17	,835	円)	)	(	16	,052	円_	)	(		8,026	円	)
(カ)BとCの <b>※B≧2Cを</b>																		円					円
(キ)特定加が最も高額を						他の耶	<b>載種(</b> (	c) တ	jち、	改善	後の	賃金			1,5	560,0	00	円	Ų.	0	要 牛 加		
(ク)経験・技 善後の賃金						善額	が月割	頁平均	8万	円以	上又	は改					0	人	<b></b>		要牛		
(ケ)本計画	書(別紙様	式2-3)	で特定	加算0	り取得	を届け	ナ出た	事業	所数								2	か所	<b></b>		Л		
職員口持額である。	模事業所等全体の賃金 平均8万円で ことが必要で	で加算客水準が似等の賃金であり、規	全体が 低く、直 改善を 程の整	が少額 <sup>-</sup> ちに月 - 行うに を備やる	である。 額平均 当たり 开修・実	ため。 18万円 し、これ ミ務経!	引等まで まで以 験の蓄	で賃金	を引き事業所	き上げ f内の ・定期	ずるこ。 )階層  間を∮	とがE や役 要する	困難に	である ある め。	さため	。 求めら	れる	能力	力や				)
※(カ)及び(キ)には 円以上)も同様の こと。 <b>(2)賃金改</b> 割	方法でカウン	ハするこ	と。 <i>t</i> =t	きし、(ク	7)の前																		
賃金改善 実施期間	令和	5	年		月 ~	, ,	令和	6	ź	F	4	月(		12	か月	)							0
経験・技能の	介護福祉士		-					又は育	成等	級()	去人内	の等	級:	職能	・キャ	リア段	は位の	) د	うなも	もの) :	Ⅱ級以	以上の	)者
	(4(1)②で(4	A)にチェッ	ク( <b>ノ</b> ):	がない	場合そ	の理由	1)																
賃金改善を行 う給与の種類	基本	給	手	当(新	設)		手当	(既存	の増	額)	<b>✓</b>	賞-	₹		] <b>~</b>	の他	(					)	
	(当該事業	所におり	ハて賃	金改氰	<b>§内容</b>	の根	拠とな	る規則	則∙規	(程)													

具体的な取組 内容

善を行う場合、その旨を記載。

(上記取組の開始時期)

(3)見える(	2要件について	
・実施する周知	方法について、チェック(✔)すること。	C
ホームページ	☑「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	
への掲載	✓ 自社のホームページに掲載	
その他の方法	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	
による掲示等	□ その他( )	

※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。

4

4 年

(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改

経験・技能のある介護職員(A):40H止職員・準職員・嘱託職員宇当額 11,700円/月額。32H止職員等 宇当額 9,360円/月額。 契約職員・期間契約職員 手当額 70円/時給 他の介護職員(B):40H正職員等 手当10,500円/月額。32H正職員等 手当8,400円/月額。契約職員・期間契約職員 手当 63円

その他の職種(C):40H正職員等 手当 7,700円/月額。32H正職員等 手当 6,160円/月額。契約職員·期間契約職員 手当 46円/

月 ( 🗹 実施済

# 5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

令和

### (1)ベースアップ等加算の配分要件

☑ 就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し 🔲 その他 🤇

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
区 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	16,022 円
②ベースアップ等による賃金改善の見込額	

護職員	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括・弧内は月額)	10, 639 9, 108	円 円 円	( 85.61 )	%	← <mark>O</mark>
職の	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払わ	5, 383 4, 609	円田田	(85, 61)	%	件 区 ←
種化	れる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括 弧内は月額)	( 384	円 )	, 33.01	70	

# (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 5 月 ~ 令和 6 年 4 月(12 か月)
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択)   基本給
う給与の種類	上記以外 (必ず選択)
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。
具体的な取組 内容	・令和4年4月~の基本給増額。コロナ禍の影響を受け昇給が難しいところ、例年通り昇給させる。 (令和4年度の基本給の増額月額平均:3830円昇給) ・介護職員等ベースアップ等支援手当として手当を支給する。 40H正職員・準職員・嘱託職員 手当額3,000円/月額 32H正職員・準職員・嘱託職員 手当額2,400円/月額 契約職員・期間契約職員 手当額 18円/時給 ・業績により変動が生じた場合、年度末に常勤換算に応じた一時金を支給する事がある。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 ( ✓ 実施済 ☐ 予定 )

#### 6 職場環境等要件についてく処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

#### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の**6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。**なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。 ※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努める「こととする、

区分	内容
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	■事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	✓ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上や	<ul> <li>働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする</li> <li>         ★ 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> </ul>
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	□ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	▽ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心身の健康管理	☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
2) ** (E/A/ E * E	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	▼ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	▼ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	■ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	▼ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	▼ニーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 の改善
やりがい・働き がいの構成	✓ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
/3・0・0万円円 /戊	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
	より期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック( <b>ノ</b> )すること。 理由:

### 7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
マーキャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算 I 又は II を取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
☑ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

 令和
 5
 年
 月
 日
 法人名
 社会福祉法人淳風会

 代表者
 職名
 理事長
 氏名
 西村
 良廣

# (確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「 $\times$ 」がないか、提出前に確認すること。「 $\times$ 」がある場合、当該項目の記載を修正すること。 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

Ī		2 賃金改善計画について<共通>	
Ī		処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	C
	(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	C
۱		ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	C
ĺ	(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	C
		3 処遇改善加算の要件について	
	(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	C
ĺ		処遇改善加算 I・II を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 I を満たしていること	C
	(2)	処遇改善加算 I・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 Ⅱ を満たしていること 具体的な取組内容が記入・選択されていること	C
		処遇改善加算 I を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	C
ļ			
Ī		4 特定加算の要件について	
ĺ		法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	C
		法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること	C
	(1)	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	C
	(1,	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	C
		Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	C
İ	(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	C
	(2,	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	Г
ĺ	(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	0
			_
		5 ベースアップ等加算の要件について	
	(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上 げ)に充てられる計画になっていること	C
	(1,	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	C
ĺ	(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	C
Į		6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
		処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	C
Į		特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	
ı		7 A W + W + + -   O TO = 7 FT   C + 'S \	
ļ		7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	_
ı		必要な項目が全て選択されていること	C

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

洪	法人名 社会福祉法人淳風会							
iom Iom	祉·介護職員処遇改善加算	額(見込額)の	合計[用]					
別紙	(別紙様式2-1 2(2)①に転記)				962,77	_		
			業曲	事業所の所在地				5
	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	專業所名	サービス名	<ul><li>一月あたり(処 過改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)</li></ul>	<b>操</b>
1	2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	居宅介護	23,498	~
2	2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	重度訪問介護		0
3								
4								
5								
9								
7								
8								
6								
10								
11								
12								
13								
14								
								۰

Ì			無無	事業所の所在地				(1)福祉·介護職員処遇改善加算	職員処遇改	善加算	kmt-							
	藤舎福祉サービス等 等 業所番 号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	ー月あたり(処 遇改善加算等 を除いた[障害 福祉サービ (政事報酬総額[円](c)	新規・継続の別	質に 地名 の 地名 の 日本 の 区 とり	足算率 ( ヮ )			算	算定対象月(e)	<u>(e)</u>			福祉・介護職 真処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
1	2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	居宅介護	23,498	継続	加算工	27.4%	各	5 年	4 月~令和	中 6 年	က	月 (12	7月)	77,256
2	2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	重度訪問介護	0	継続	加算工	20.0%	作	5 年	4 月~令	和 6 年	က	月 (12	7月)	0
3											各	卅	月~令和	印		) В	7月)	
4											作	#	月~令和	中		) В	7月)	
5	12										作	#	月~令和	印		) H	7月)	
6											作	#	月~令和	印		Э Е	7月)	
7											作	#	月~令和	中		) H	7月)	
8											作	#	月~令和	印		) В	7月)	
9											各	卅	月~令和	中		) В	ヶ月)	
10											令和	件	月~令和	印		Э Н	7月)	
11											各	枡	月~令和	中		) E	ヶ月)	
12	- 61										令和	件	月~令和	印		Э Н	7月)	
13											令和	卅	月~令和	中		) H	7月)	
14	1										各	年	月~令和	印		) Н	7月)	
15	2										各	井	月~令和	印		) Н	7月)	
16											命和	种	月~令和	和		) Н	ヶ月)	
17											作	井	月~令和	印		) Н	7月)	
18											各格	年	月~令和	印		) Н	7月)	
19											令者	#	月~令和	印		Э Е	7月)	
20											令和	卅	月~令和	印		) Е	ヶ月)	

別紙様式2-3 福祉·介護職員等特定処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

人淳風会
社会福祉法人
法人名

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-12 (2)①[ご転記)

15,504

L								(2) 福祉・小護師員	<b>蘇聯昌 等特定 机遇</b> 改	温沙姜加	]章						
			事業所	事業所の所在地	,												
	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サ - ビス名	ー月あたり(処 過改番加算等 を際いた)障害 値社サービン等 報酬総額[円](の	新規・ 継続 の別	算定する福祉・小護職員 ・・小護職員 等特定処遇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	加算率(1)	配置等要件		en	算定対象月(g)	(g)		福祉・小護職員等特定処遇改善加算の見改善加算の見込額(c×f×g)[円]
	1 2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	居宅介護	23,498	維統	特定加算工	5.5%		令和 5	年 4 月~	~令和 6 年	3 月(	12 ヶ月)	15,504
.,	2 2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	重度訪問介護	0	継続	特定加算工	5.5%		令和 5	年 4 月~	~令和 6 年	3 月(	12 ヶ月)	0
	г											令君	年月~	~令和 年	) В	7 H)	
7	4											金	年 月~	~令和 年	) В	7 H)	
.,	2										1	令和	年 月~	~令和 年	Э Е	7月)	
	9											令和	年 月~	~令和 年	) В	7月)	
	7											令和	年 月~	~令和 年	Э Е	7月)	
. w	8									·	1	令和	年 月~	月~令和 年	) Н	7H)	
3	6										-	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
10	0									·	-	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
11	1										-	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
12	2											令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
13	3									·		令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
14	4									·	-	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
15	2									·	1	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7H)	
16	9										-	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
17	4									·	1	令和	年 月~	~令和 年	) Н	7月)	
18	8										1	令和	年 月~	月~令和年	) Н	7月)	
19	6									·	-	令和	年 月~	~令和 年	) В	ヶ月)	
20											1	作	年 月~	月~令和 年	<u></u>	ヶ月)	

 別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人淳風会

12,684 福祉・介護職員等ペースアップ等支援加算額(見込額)の合計[円] 【別紙様式2-12(2)①に転記)

			業	事業所の所在地				(3)ベースアップ等支援加算	ップ等え	支援加算					
	降価値会・一に入等・無知・中に入り	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	+ ービス条	ー」あなたり (の過度な準 力質等ないたが、 になり、障害 では、 一では、 大年報聖歌 第[田](c)	新規•継続 の別	足草掛(E)		草	算定対象月(n)	3		①福祉・介護 職員等ベース アップ等支援 加算の見込額 (c×m×n) [円]
-	2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳 風	居宅介護	23,498	継続	4.5%	令和 5 年	4 月~令和	事 9	3 用(	12 ヶ月)	12,684
7	2710301553	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳 風	重度訪問介護	0	継続	4.5%	令和 5 年	4 月~令和	サ 9 1	3 月 (	12 ヶ月)	0
ო										令和年	月~令和	#	) Е	7月)	
4										令和 年	月~令和	#	) H	7月)	
D										令和 年	月~令和	#	) <b>E</b>	7月)	
9										令和 年	月~令和	<b>申</b>	) Е	7月)	
7										令和年	月~令和	#	) Ы	7月)	
œ										令和年	月~令和	<b>申</b>	) H	7月)	
6										令和 年	月~令和	<b>+</b>	) 目	ヶ月)	
10										令和 年	月~令和	年	) 目	ヶ月)	
=										令和 年	月~令和	1 年	) 目	7月)	
12										令和 年	月~令和	1 年	月 (	ヶ月)	
13										令和 年	月~令和	1 年	) 目	ヶ月)	
14										令和 年	月~令和	1 年	月 (	7月)	
15										令和 年	月~令和	1 年	) 目	ヶ月)	
16										令和 年	月~令和	1 年	月 (	ヶ月)	
17										令和年	月~令和	#	月 (	ヶ月)	
8										令和年	月~令和	#	) Ц	ヶ月)	
19										令和年	月~令和	#	) E	ヶ月)	
20										令和	月~令和	#	月 (	ヶ月)	

提出先豊中市

### 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

### 1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシ	ンホウジンジュンプウカイ		
法人名	社会福祉法。	人淳風会		
	〒 531−0	0075		
法人所在地	大阪府大阪市	市北区大淀南2-5-20		
フリガナ	ニッタユウキ	ヤマザキテルアキ		
書類作成担当者	新田有規 山	山﨑輝明		
連絡先	電話番号	06-6585-3391	E−mail	honbu@junpu-kai.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「O」、取得しない加算について「×」を選択すること。

O 福

福祉•介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

#### 2 賃金改善計画についてく共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

#### (1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

•			-, , - , 1 — , 1 — , 1 — , , ,		
取	得予定の	加算の	の合計		
1	令和	5	年度の加算の見込額	2,949,840	円
2	賃金改善 ( <b>右側の</b>		込額 <b>『算見込額を上回ること)</b>	3,364,070	円

### (2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	O	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
① 令和 5 年度の加算の見込額	2,071,728	円	534,504	円	343,608	円
② <b>(</b>	(a) 2,162,218	円	(b) 837,669	円	(c) 364,183	円

### 【記入上の注意】

- に八上い仕息」 (a川には、処通政吉川昇の昇正により美施される倍値・介護職員の真霊政吉の見込紙を法人で訂昇し、直接記入∮る∈
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a) $\sim$ (c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

# (3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

← O 要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事 情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

# 3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処	遇改	女善加	算による	る賃金	改善の	D見i	入額(P	拝掲)				2,16	2,218	円							0
②賃	金改	女善実	施期間					令和	5	年	5	月	~	令和	6	年	4	月(	12	か月	)
賃金			☑ 基本	給	□ 手:	当(親	f設)	✓	手当	(既存	の増額	頁)	☑ 賞	与		その他	(			)	
			(当該事	業所に	こおける	賃金	改善の	内容の	)根拠	となる	規則・	規程	)								
			□就業	き 規則(	の見直し	-	☑賃釒	<b></b> 說程(	の見直	Īί	□ ₹	の他	(								)
			(賃金改																		
具体	的な	取組	* 正職員: 8,000円増 額											預(主任)						ヨ月領 1日2,000	0増
内容			·契約職員 増額、5:0 手当1回5	00~8:0 5,000円	0/18:00 <i>-</i>  増額	~22:0	00勤務者	計に時紀	3100円	増額、	日曜/	祝日菫	)務者(		円増額						
			※前年	度に提	出した計	画書	から変更	ぎがある	場合に	こは、変	変更箇戸	折を下	<u>線</u> とす	るなど明	確にす	-ること	•				
			(上記取	組の関	開始時期	月)	平成	. 2	24 4	年	4 F	(	☑ 実	施済		予定	)				
++	リアイ 福 イ イ	要件につば パス 弱祉・介 (に掲げ、 に関げ、	パス要 いてすここ 要件 I 護職位 がついて、 要件 II	áする場 次の の任用 、職責 就業規	<b>イから</b> がにおける 又は職務 見則等の	<b>ハま</b> る職( 務内な)明確	<b>でのす</b> 立、職責 容等に「 な根拠	・ <b>べての</b> ・ ・ ・ なじたり ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の基準 職務内 賃金体 書面	<b>準を満</b> 容等 系を	<b>たす</b> の要件 定めて	加能を定いる。	章 I・Ⅱ かずれか めてい 。 福祉・	の場合に (	は必ず	「該当」	、加算	「 <b>田の場</b>	<sup>♠</sup> ☑		0
7	· 福		* <b>ドエ</b> ・護職員( とし、研修	の職務	内容等	を踏:	まえ、福	·介	護職員		見交換		• • • •	√該当」 資質向 <sub>-</sub>	上の目	標及で	<b>び①、</b>	②に関			は計
							に、	福祉・	介護聯	戦員の	能力詞	平価を	行う。	機会の打 ※当該耶	双組の内	容につい	て下記に	に記載する	عد		
	取	組内	見のため 容 でる項目に			~	感染	<u>症・食</u> 度計画。	中毒、	地域貢	献、苦	情・事	故防止	**** CMI ************************************	東・虐	待防止	<u>等</u>				
			る頃日16				資本	各取得(	のため	の支	援の実	<b>E施</b>		*	当該耶	奴組の内	内容に	ついて	下記に言	記載する	こと
	載	<b>ኒ</b> )				<b>✓</b>	② 希望	君が介	↑護福祉	业士修	学資金	貸付	制度を	利用出来	るよう	に法人	が連帯	帯保証ノ	となっ	ている。	
	コイ	たつし	いて、全て	ての福	祉・介護	職員	に周知	してい	る。												
キャ	リア	パス引	要件皿	次の	イとロア	<b>両方</b> の	の基準	を満た	<b>こす。</b>			加拿	車Iの <sup>±</sup>	場合は必	ず「該	当」			V	該当	0
Ţ.	イね	福祉・介 ⊁を設け	・護職員I けている。	につい	て、経験	発若し	くは資	格等に	応じて	昇給	する仕	組み	又は一	-定の基	準に	基づき	定期(	こ昇給	を判定	する仕	:組
	具す	具体的7	な仕組み )全てに <del>.</del>	の内容			② ※「 資格 ※「 護福	発等に応 介護福 福祉士資	数」や「 にて昇 祉士」な 資格を有	経験学	手数」なる仕組を 多者研り は業する	り 多修了 る者に	'者」な ついて	早給する( どの取得 も昇給が	に応じ	て昇給	する!:				介
		/I=:	·- ^ -	- 0 <del>1 -</del>	A =**		③ ※「基準	実技試! 単や昇終	験」や「	人事	平価」な	どの約	結果に	6仕組み 基づき昇i 要する。	給する	仕組み	を指す	ただ	し、客観	見的な評	価
	<b>」</b>	につし	いて、全て	この福	祉・介護	職員	に周知	してい	る。												

※キャリアパス要件皿を満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者がジカ求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

### 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

### (1)特定加算のグループごとの配分要件

- 4(1)では以下の要件を確認しており、<u>オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。</u>
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、障害福祉人材間)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材間の場所で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入) VI 他の障害福祉人材間の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C) (ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- ™ 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- ™ (A)の職員のうち、<u>特定加算を申請する事業所数につき1人以上は</u>、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特:	定加算による賃金改善の見込額(再掲)	837,669	円							
②特5	定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 害福祉人材(A)		他の障害福祉人 (B)	.材	そ	の他の	)職種(	C)	
	P)特定加算による賃金改善を実施する範囲 加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✔)すること	<b>✓</b>		<b>✓</b>			<u> </u>		0	
(1	<ul><li>イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)</li></ul>	1.6	人	3.9	人			0.0	人	要
	ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	2.0	:	1.8	:			0.9	00	ド V 要
(⊐	C)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	13,641	円	12,277	円			6,138	円	V
(7	ナ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	( 261,899 円	)	( 575,769 円	)	(		0 円	)	
	n)BとCの平均賃金の見込額(月額) B≧2Cを満たさない場合のみ記入				円				円	
	F)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の 最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	うち、改善後の賃金	金	0	円	←	要件加			•
	7)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均 後の賃金が年額440万円以上となる者の数	均8万円以上又はす	坆	0	人	←	要件			
( *	ア)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業	<b>美所数</b>		2	か所	-	VIII			_
(=	コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440	万円以上となる者」	を設	足定できない場合そ	<del>.</del> のヨ	理由				ĺ
	√ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。									
	職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金	金を引き上げることが	困難	ぜであるため。						İ
	□ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積な				る能	力や処	□遇を明	]確化		
L	その他(								)	l
	及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃 :)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万I									•
1014	手 人 -L									

#### (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5	年	5	月 ~	令和	6	年	4	月(	12	か	月)				0
経験・技能の ある障害福祉 人材(A)の考	介護福祉士	有資格和	者でかつ	介護	従事経験	10年の者2	又は育成	<b></b>	(法人戊	内の等級	及:職	能・キ	ヤリア科	<b>殳位</b> ∂	のようなもの) 皿糸	汲以上	の者
え方	(4(1)②で(A	)にチェッ	ック(🗸) カ	がない	場合その	理由)											
賃金改善を行 う給与の種類	基本	給	手筆	当(新	f設)	手当	(既存の	)増額	<b>(</b> )	賞与			その他	(		)	
具体的な取組 内容	善を行う場合 経験・技能の 他の介護職 /時給	則の見 に関す た、その ある介 員(B):	直し る規定に 旨を記載 護職員( 40H正職	<b>対容</b> た。 A):4	賃金規 )※上記の (OH正職員 契約職 手当10	程の見直し D根拠規程 ・準職員・ 員・期間契約 500円/月額	のうち、 嘱託職! 約職員 額。32H	子の 賃金で 員事当 手当れ 正職員	)他 改善に関	,700円/ 円/時給 = 当8,40	/月額	頁。32 月額。	H正職員 契約職	等 t員・j	格・手当等に含& 手	/月額。 手当 6	63円
	※前年度に	提出し	た計画書	書から	変更があ	る場合には	ま、変更	箇所を	<u>を下線</u> と	:するな	ど明	確にす	すること。	,			
	(上記取組)	の開始	時期)	令	和 4	年	4 月	(	☑ 実カ	施済		予定	È )				
(3)見える化	と要件につ	いて															

・実施する周知	方法について、チェック( <b>歺</b> )すること。	C
ホームページ	✓ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	
への掲載	自社のホームページに掲載	
その他の方法	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	
による掲示等	□ その他(	

# 5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

### (1)ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
  区 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	364,183 円
②ベースアップ等による賃金改善の見込額	

<b>灌福</b>	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	343, 296	円			
護職・	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括	293, 880	円	( 85.61 )	%	← <mark>O</mark>
員介	弧内は月額)	( 24,490 円	)			—— 要 件
そ	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	20, 887	円			IX.
職の種他	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括	17, 880	円	( 85.60 )	%	← <mark>O</mark>
の	弧内は月額)	( 1,490 円	)			

# (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年 5 月 ~ 令和 6 年 4 月(12 か月)	0
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択) 基本給	
う給与の種類	上記以外 (必ず選択) 手当(新設) 手当(既存の増額) 🗸 賞与 🔲 その他 (	)
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)	
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ( □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	)
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。	
具体的な取組 内容	・令和4年4月~の基本給増額。コロナ禍の影響を受け昇給が難しいところ、例年通り昇給させる。 (令和4年度の基本給の増額月額平均:3830円昇給) ・介護職員等ベースアップ等支援手当として手当を支給する。 40H正職員・準職員・嘱託職員 手当額3,000円/月額 32H正職員・弾航員 手当額2400円/月額 契約職員・期間契約職員 手当額 18円/時給 ・業績により変動が生じた場合、年度末に常勤換算に応じた一時金を支給する事がある。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 ( / 実施済 P 予定 )	

#### 6 職場環境等要件についてく処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

#### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の**6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。**なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。 ※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努める「こととする、

区分	内容
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	■事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	✓ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上や	<ul> <li>働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする</li> <li>         ★ 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> </ul>
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	□ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
様な働き力の 推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
,,,,	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	▽ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心身の健康管理	☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
刀び促尿日生	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	▼ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	□ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	▼ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	▼ニーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 の改善
やりがい・働き がいの構成	✓ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
/3.0.071母/戊	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
	より期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック( <b>ノ</b> )すること。 理由:

### 7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
マーキャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算 I 又は II を取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
☑ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

 令和
 5
 年
 月
 日
 法人名
 社会福祉法人淳風会

 代表者
 職名
 理事長
 氏名
 西村
 良廣

# (確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について<共通>	
	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	C
(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	C
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	C
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	0
	3 処遇改善加算の要件について	
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	C
	処遇改善加算 I・II を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 I を満たしていること	0
(2)	処遇改善加算 I・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 Ⅱ を満たしていること 具体的な取組内容が記入・選択されていること	C
	処遇改善加算 I を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	C
	4 特定加算の要件について	
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	C
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること	C
(1)	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	C
(1)	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	C
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	C
(2)	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	Г
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	C
		_
	5 ベースアップ等加算の要件について	
(4)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上 げ)に充てられる計画になっていること	C
(1)	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	C
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	C
		_
	6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	C
	7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	
	必要な項目が全て選択されていること	-

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

	2,071,728	
法人名   社会福祉法人淳風会	福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙構式2-1 2 (2)①(転記)	

			排制	車業形の形な抽				(1)福祉·介護職員処遇改善加算	職員処遇引	(善加)	ţm∔							_	
			<del>K</del> <del>T</del>	ar HLIGORIA															
	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	專業所名	サービス名	ー月あたり(処温改善加算等 温改善加算等 活化・原電 福化・一ビス等 報酬総額[円](c)	新規・継続の 別	質にする 福祉・介 護職職員処 選改善力 第の区分	に ロ) 密算社			<del>ረ</del> ፡፡ባ	算定対象月(e)	Я(e)			画 画 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
-	2714002058	中中	大阪府	中中中	訪問介護サービス淳風とよなか	居宅介護	613,209	継続	加算工	27.4%	各	5 年	4 — 用	~令和 6	年 3	○	12 7月)		2,016,228
2	2714002058	中中	大阪府	中中	訪問介護サービス淳風とよなか	重度訪問介護	23,125	継続	I葉叫	20.0%	各和	5 年	4 月 ~	~令和 6	年 3	) E	12 ヶ月	( E	55,500
က											各	件	<b>~</b>	~令和	仲	Ŭ ₩	4月	Û.	
4											各	件	<b>~</b>	~令和	仲	) E	4月	Û.	
2											各和	卅	~	~令和	仲	) E	7月	( E	
9											令和	柛	<b>~</b>	~令和	柛	) E	ヶ月	( E	
7											各和	卅	<b>~</b>	~令和	件	) E	4月	( E	
00											各	柛	<b>—</b>	~令和	卅	) E	ヶ月	( E	
6											各	#	~ ≝	~令和	井	) Н	ヶ月	( 6	
10											各	華	<b>⊢</b>	~令和	年	) Ц	4月	( E	
11											作	サ	<b>≡</b>	~令和	年	) Ц	7月	( E	
12											各	華	<b>⊢</b>	~令和	年	) Ц	7月)	( E	
13											各	#	<b>≡</b>	~令和	井	) E	7月)	( E	
14											令和	#	<b></b>	~令和	#	Э Е	7月)	( E	
15											各	#	一世	~令和	サ	Э Е	7月	( E	
16											令相	#	<b></b>	~令和	#	Э.	7月	( E	
17											各	#	一世	~令和	サ	Э Е	7月	( E	
18											各	#	<b>≡</b>	~令和	井	) E	7月	( E	
19											各	枏	<b>™</b>	~令吞	卅		7月	Û.	
20											令和	柛	<b>—</b>	~令和	#	) Ц	7月)	( E	

別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

!	
l	
1	
	٨k
	AL.
	<u>EE</u>
	4014
	177
	_
	#4
	1
	-₹
	108
	71
	41
	<b>*</b>
	法人名 社会福祉法人這厭会
	枚
	ت ا
	₩
	.,,
	_

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-12(2)①に転記)

534,504

	<b>美</b> 遇 見	00	9		1	1	1	1					I								
	福祉·介護職 員等特定処遇 改善加單の見 以發 (0×f×g) [円]	515,088	19,416																		
		12 ヶ月)	12 ヶ月)	7A)	ヶ月)	<b>⊬</b> Д)	ヶ月)	ヶ月)	7A)	7月)	ヶ月)	ヶ月)	ヶ月)	7月)	7月)	ヶ月)	ヶ月)	ヶ月)	7月)	7月)	7月)
		Д (	Д (	Э Н	) E	) E	) E	○	) Н	) Н	) Н	) H	○	) 目	) Н	) Н	) H	) В	) Н	) Н	) H
	B(g)	年 3 月	年 3 月	年	#	年	#	#	年	年	年	年	#	年	年	年	年	年	年	年	年
	算定対象月(g)	9	9																		
	ケ	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和	月~令和
		4	4	卅	#	卅	#	卅	年	年	#	#	卅	<b>#</b>	年	#	#	#	年	年	#
		令和 5	<b>令相</b> 5	令和	令和	4和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	4
加算	即體等要件	特定事業所加算	特定事業所加算	ı	1	ı	1	1	1	1	1	ı	1	1	-	1	ı	ı	1	-	
遇改善	加算率(1)	7.0%	7.0%																		
(2)福祉·介護職員等特定処遇改善加算	算定する福 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定加算 1	特定加算 I																		
(2)福祉・介護	新 継続 の 別	維続	継続																		
	一月あたり(処 過改譜力算等 を除いた)障害 値社サービス等 報酬終額[円](c)	613,209	23,125																		
	サービス名	居宅介護	重度訪問介護																		
	事業所名	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問介護サービス淳風とよなか																		
1	事業所の所在地	中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	中中																		
1	事業 等	大阪府	大阪府																		
	指定権者名	中中	中中																		
	障害福祉サービス等事業所番号	2714002058	2714002058																		
		-	2	п	4	2	9	7	8	6	10	Ξ	12	13	14	15	16	17	18	19	20

0

0

0 0 0 0 0

0

0

0 0

0 0

0

0 0 0

別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人淳風会

000000	343,008	
福祉・介護職員等ペースアップ等支援加算額(見込額)の合計[円]	(別紙様式2-12(2)①に転記)	

Г								(3)ベースアップ等支援加算	ップ等え	を援加り	ķm <del>d</del> -					
			事業	事業所の所在地			一月あたり									
	本名   本名   本名   本名   本名   本本   本本   本本	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	(処遇改善 加算等を弥 いた) 障害 福祉サービ 名等報酬総 発展関総	新規・継続 の別	岩算承(E)			華定対象月(n)	<b>桑</b> 用(n)			<ul><li>①福祉・小護職員等ペース</li><li>アップ等支援</li><li>加算の見込額</li><li>(FA]</li></ul>
-	2714002058	中中	大阪府	豐中中	訪問介護サービス淳風とよなか	居宅介護	613,209	継続	4.5%	格	5 年 4	4 月~令和 6	4 3		12 ヶ月)	331,128
2	2714002058	中中	大阪府	中中	訪問介護サービス淳風とよなか	重度訪問介護	23,125	継続	4.5%	令和	5年 4	4 月~令和 6	3 4	) <b>E</b>	12 ヶ月)	12,480
က										令和	#	月~令和	#	) E	ヶ月)	
4										令和	#	月~令和	#	) <b>E</b>	<i>ь</i> Д)	
2										令和	卅	月~令和	#	) E	7月)	
9										令和	种	月~令和	#	) E	7月)	
7										令和	卅	月~令和	#	) <b>E</b>	7月)	
8										令和	年	月~令和	年	月 (	7月)	
6										令和	年	月~令和	年	月 (	7月)	
10										令和	年	月~令和	華	月 (	7月)	
11										令和	年	月~令和	年	月 (	7月)	
12										令和	年	月~令和	年	月 (	7月)	
13										令和	种	月~令和	#	) H	7月)	
14										令和	華	月~令和	#	月 (	7月)	
15										令和	#	月~令和	#	) 目	7月)	
16										令和	#	月~令和	#	) 月	7月)	
17										令和	#	月~令和	#	) 目	7月)	
18										令和	#	月~令和	#	Э Е	7月)	
19										令和	种	月~令和	#	○	7月)	
20										各	井	月~令和	#	) 目	7月)	